

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 5 年 9 月 11 日
横浜市契約事務受任者
磯子区長 関森 雅之

1 契約の概要

大雨災により国有地から流出した道路内の土砂撤去・搬出及び、崩落法面の養生

2 履行（納品）場所

磯子区岡村二丁目 1 番地先

3 契約日

令和 5 年 6 月 3 日

4 履行日又は履行期間

令和 5 年 6 月 3 日

5 契約金額

770,000 円（内消費税及び地方消費税相当額 70,000 円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

(1) 名称 有限会社 港南商事

(2) 所在 横浜市磯子区岡村 5 丁目 14-16

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和 5 年 6 月 3 日の大雨災により国有地が崩落し、その土砂が道路内に流入しました。道路通行の確保と更なる崩落による危険回避の観点から即時対応を要すると判断し随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

一般社団法人横浜建設業協会磯子区会長との協議により、磯子区内や当該現場状況を熟知し、安全性、及び早急な応急復旧工事が可能な技術力を有する、有限会社港南商事を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

横浜市磯子区磯子土木事務所